

消費税率引き上げの改正について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日（火曜日）からの消費税率引き上げに伴い南相馬市民文化会館の施設利用料金ならびに設備利用料金の改正については、東日本大震災および原子力災害からの復旧・復興期にある現状を踏まえ、市民の皆様への新たな負担を必要最小限にとどめる考えから10月以降も据え置くこととなり、このたび、料金改正は行わないこととなりました。

何卒、宜しくお願い申し上げます。

南相馬市民文化会館